

改正後	改正前
児童福祉法施行条例 目次 第一章～第三章 (略) <u>第三章の二 一時保護委託者の登録等に関する基準 (第百四十八の三 一第百四十八の二十七)</u> 第四章・附則 (略) 第一条～第一条の三十五 (略) (電磁的記録) 第一条の三十六 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>以下</u>同じ。)により行うことができる。 第二条～第四十五条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第四十六条 <u>児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。</u> 第四十七条～第五十四条の四 (略) (準用)	児童福祉法施行条例 目次 第一章～第三章 (略) <u>(新設)</u> 第四章・附則 (略) 第一条～第一条の三十五 (略) (電磁的記録) 第一条の三十六 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下<u>この条、第九十一条の二、第百四十八条の二及び第二百六十五条において</u>同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。<u>第九十一条の二第一項、第百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において</u>同じ。)により行うことができる。 第二条～第四十五条 (略) 第四十六条 <u>削除</u> 第四十七条～第五十四条の四 (略) (準用)

改正後	改正前
第五十四条の五 第五条、第七条、第八条及び前款（第十一条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、<u>第四十六条中「第四十六条」とあるのは、「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と</u>、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。	第五十四条の五 第五条、第七条、第八条及び前款（第十一条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。
第五十五条～第五十七条 （略）	第五十五条～第五十七条 （略）

改正後	改正前
(準用) 第五十八条 第五条、第七条及び第四款（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、<u>第四十六条</u>並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第七条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 第五十九条～第七十六条 （略）	(準用) 第五十八条 第五条、第七条及び第四款（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第七条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 第五十九条～第七十六条 （略）

改正後	改正前
(準用) 第七十七条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十七條において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十六條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十六條第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第三十條」と、第三十八條の二中「第三十八條の二」とあるのは「第七十一條において準用する省令第三十八條の二」と、第四十條の二中「第四十條の二」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十條の二」と、第四十條の三中「第四十條の三」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十條の三」と、第四十一條中「第四十一條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十一條」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十五條」と、<u>第四十六條中「第四十六條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十六條」と</u>、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項第一号中「第二十一條第一項」とあるのは「第七十七條において準用する第二十一條第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第七十七條において準用する第三十五條」と、同項第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十四條第二項」と、同項第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第七十七條におい	(準用) 第七十七条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から<u>第四十五條まで、第四十七條から</u>第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十七條において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十六條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十六條第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第三十條」と、第三十八條の二中「第三十八條の二」とあるのは「第七十一條において準用する省令第三十八條の二」と、第四十條の二中「第四十條の二」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十條の二」と、第四十條の三中「第四十條の三」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十條の三」と、第四十一條中「第四十一條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十一條」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十五條」と、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十一條において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項第一号中「第二十一條第一項」とあるのは「第七十七條において準用する第二十一條第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第七十七條において準用する第三十五條」と、同項第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第七十一條において準用する省令第四十四條第二項」と、同項第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第七十七條において準用する第五十條第二項」と、同項第六号中「第

改正後	改正前
て準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 (準用) 第七十七条の二 第七条、第八条、第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第七十一条及び第七十六条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十五条」と、<u>第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十六条」と</u>、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第七十七條の二において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十	五十二条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 (準用) 第七十七条の二 第七条、第八条、第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から<u>第四十五条まで、第四十七条から</u>第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第七十一条及び第七十六条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の三」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第七十七條の二において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第七十七條の二において準用する第三

改正後	改正前
五条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第七十七条の二において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。	十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第七十七条の二において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。
第七十八条～第八十条の八 （略）	第七十八条～第八十条の八 （略）
（準用） 第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と、第四十一条中	（準用） 第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二から<u>第四十五条まで、第四十七条から</u>第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三（第二項

改正後	改正前
「第四十一条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十五条」と、<u>第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十六条」と</u>、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十七条」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十条の九において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十条の九において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十条の九において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 第八十一条～第八十七条 （略） （準用） 第八十八条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項を除く。）、第二十六条の三、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二から第四十一条まで、第四十三条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第八十条の六から第八十条の八までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省	を除く。）」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十一条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十七条」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十条の九において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十条の九において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十条の九において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 第八十一条～第八十七条 （略） （準用） 第八十八条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項を除く。）、第二十六条の三、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二から第四十一条まで、第四十三条から<u>第四十五条まで、第四十七条から</u>第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第八十条の六から第八十条の八までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるの

改正後	改正前
令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第一項及び第二項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第五項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第六項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十九条において準用する省	は「第七十九条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第一項及び第二項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第五項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第六項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十条」と、第三十八条の二中「第三十八条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十八条の二」と、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と、第四十一条中「第四十一条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十一条」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」と

改正後	改正前
令第四十五条」と、<u>第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十六条」と</u>、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十七条」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。	あるのは「第七十九条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十七条」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第五十条第二項」と、同項第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。
第八十九条～第百三十三条 （略）	第八十九条～第百三十三条 （略）
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第百三十四条 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。</u>	<u>第百三十四条 削除</u>
第百三十五条～第百四十七条 （略）	第百三十五条～第百四十七条 （略）
（準用） 第百四十八条 第九十七条から第百七条まで、第百九条、第百十一条から第百二十九条まで、第百三十一条から第百三十五条まで、第百三十六條第一項、第百三十七条から第百四十条まで及び第百四十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第九十七条中「第六条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第六条」と、第九十八条中「第七条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第七条」と、第百七条第二項中「次条」とあるのは「第百四十五条」と、第百十六条中「第二十五条」とあるのは「第	（準用） 第百四十八条 第九十七条から第百七条まで、第百九条、第百十一条から第百二十九条まで、第百三十一条から第百三十五条まで、第百三十六條第一項、第百三十七条から第百四十条まで及び第百四十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第九十七条中「第六条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第六条」と、第九十八条中「第七条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第七条」と、第百七条第二項中「次条」とあるのは「第百四十五条」と、第百十六条中「第二十五条」とあるのは「第

改正後	改正前
五十七条において準用する省令第二十五条」と、第二百二十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第二百二十一条中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十条」と、第二百二十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第二百二十四条中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十三条」と、第二百二十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十五条の二」と、第二百二十八条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の二」と、第二百二十八条の三中「第三十七条の三」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の三」と、第二百二十九条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十八条」と、第三百三十一条第一項中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第四百七十七条の協力歯科医療機関」と、第三百三十二条中「第四十一条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条」と、第三百三十三条中「第四十二条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十二条」と、<u>第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と</u>、第三百三十五条中「第四十四条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十四条」と、第四百十条中「第四十九条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条」と、第四百十二条第二項第二号中「第百六条第一項」とあるのは「第四百八条において準用する第百六条第一項」と、同項第三号中「第二百二十三条」とあるのは「第四百八条において準用する第二百二十三条」と、同項第四号中「第四十一条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条第二項」と、同項第五号中「第三百三十八条第二項」とあるのは「第四百八条において準用する第三百三十八条第二項」と、同項第六号中「第四十九条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条第二項」と読み替えるものとする。	五十七条において準用する省令第二十五条」と、第二百二十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第二百二十一条中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十条」と、第二百二十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第二百二十四条中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十三条」と、第二百二十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十五条の二」と、第二百二十八条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の二」と、第二百二十八条の三中「第三十七条の三」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の三」と、第二百二十九条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十八条」と、第三百三十一条第一項中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第四百七十七条の協力歯科医療機関」と、第三百三十二条中「第四十一条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条」と、第三百三十三条中「第四十二条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十二条」と、第三百三十五条中「第四十四条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十四条」と、第四百十条中「第四十九条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条」と、第四百十二条第二項第二号中「第百六条第一項」とあるのは「第四百八条において準用する第百六条第一項」と、同項第三号中「第二百二十三条」とあるのは「第四百八条において準用する第二百二十三条」と、同項第四号中「第四十一条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条第二項」と、同項第五号中「第三百三十八条第二項」とあるのは「第四百八条において準用する第三百三十八条第二項」と、同項第六号中「第四十九条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条第二項」と読み替えるものとする。
第四百八条の二（略）	第四百八条の二（略）
<u>第三章の二 一時保護委託者の登録等に関する基準</u>	<u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>(定義)</u> <u>第百四十八条の三 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び一時保護委託者の登録等に関する基準(令和八年内閣府令第十六号。以下この章において「府令」という。)において使用する用語の例による。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(最低基準の目的等)</u> <u>第百四十八条の四 この条例で定める基準(次項において「最低基準」という。)は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。</u> <u>2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(登録一時保護委託者の一般原則)</u> <u>第百四十八条の五 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u> <u>2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。</u> <u>3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</u> <u>4 登録一時保護委託者は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(児童の権利の制限)</u> <u>第百四十八条の六 児童の権利の制限に係る基準は、府令第四条に規定する基準の例によることとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(児童の行動の制限)</u> <u>第百四十八条の七 児童の行動の制限に係る基準は、府令第五条に</u>	<u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>規定する基準の例によることとする。</u>	
<u>(虐待等の禁止)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第百四十八条の八 虐待等の禁止に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。</u>	
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第百四十八条の九 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。</u>	
<u>(非常災害対策)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第百四十八条の十 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。</u>	
<u>2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。</u>	
<u>3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。</u>	
<u>4 登録一時保護委託者は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。</u>	
<u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第百四十八条の十一 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。</u>	
<u>(児童の権利擁護)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第百四十八条の十二 児童の権利擁護に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。</u>	
<u>(児童の所持品等)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第百四十八条の十三 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品</u>	

改正後	改正前
<u>等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。</u> <u>一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。</u> <u>二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。</u> <u>三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長に協力するよう努めること。</u> <u>四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第百四十八条の十四 登録一時保護委託施設の設備の基準は、府令第十二条（同条第五号を除く。）に規定する基準の例によることとする。</u> <u>2 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。</u> <u>(登録一時保護委託者における職員の一般的要件)</u> <u>第百四十八条の十五 登録一時保護委託者における職員の一般的要件に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。</u> <u>(夜間の職員配置)</u> <u>第百四十八条の十六 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。</u> <u>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>第百四十八条の十七 登録一時保護委託施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第十五条に規定する基準の例によることとする。</u> <u>(衛生管理等)</u> <u>第百四十八条の十八 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</u> <u>一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。</u> <u>二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。</u> <u>三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならないこと。</u> <u>四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。</u> <u>五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。</u> <u>(食事)</u> <u>第百四十八条の十九 食事に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。</u> <u>(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)</u> <u>第百四十八条の二十 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談する体制を整備しなければならない。</u> <u>2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。</u> <u>3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</u> <u>(養護)</u> <u>第百四十八条の二十一 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。</u> <u>(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)</u> <u>第百四十八条の二十二 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。</u> <u>(登録一時保護委託者内部の規程)</u> <u>第百四十八条の二十三 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</u> <u>一 入所する児童の支援に関する事項</u> <u>二 その他施設の管理についての重要事項</u> <u>(登録一時保護委託者における記録)</u> <u>第百四十八条の二十四 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。</u> <u>(秘密保持等)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>第百四十八条の二十五 秘密保持等に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。</u> <u>(苦情への対応)</u> <u>第百四十八条の二十六 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。</u> <u>(電磁的記録)</u> <u>第百四十八の二十七 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 第百四十九条～第百六十条の二 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第百六十条の三 児童対象性暴力等の防止に係る基準は、省令第九条の五に規定する基準の例によることとする。</u> 第百六十一条～第二百六十五条 (略)	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第百四十九条～第百六十条の二 (略) <u>(新設)</u> 第百六十一条～第二百六十五条 (略)